

「熊本県文化財保存活用大綱(素案)」についての意見

NPO 法人熊本まちなみトラスト

理事長 伊藤 重剛

「みんなで作る大綱にする」という標語のもと、熊本県における文化財の保護、活用の基本的な方向性を示す「熊本県文化財保存活用大綱」に期待をしております。下記の視点を加味することにより、熊本県が目指す「県民との協働」の姿勢が明確になると考えますので、ご提案いたします。

P3-6 の策定の過程については、市町村の文化財担当者や、有識者による策定委員会、文化財保護審議会などの多くの実務者と有識者の皆様の御議論の結果が反映されているとのことですので、どのような意見が出て、大綱にどのように反映されたのかを明らかにして、多くの方々の参加によってつくられたことを示したほうが大綱の信頼性が高まると思われまます。

P14-15 にありますとおり、文化財の保存活用のためには、行政当局だけではなく、文化財の所有者をはじめ、県民ひとりひとりが果たす役割、そして様々な活動を繰り広げている民間の力が重要です。P3 に掲げている文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」では、これからの時代にふさわしい文化財の継承のための具体的な方策の中で、「民間の推進主体になる団体の位置付け」として、「行政だけで完結するのではなく、各地域で活動する多様な民間団体が共に計画の推進主体となり、地域が一体となって取り組んでいくことがたいへん有効である」とあります。

P7 に掲げる文化財保護法第 183 条の 2 及び文化庁の「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平成 31 年 3 月 4 日)では、文化財の保存活用に関する各種施策の推進主体として文化財保存活用支援団体について章を設けて記しています。

P47 でこれまでも関係の深かった文化財保護協会や被災史料レスキューネットワーク、建築士会、樹木医会などを「関連する機関・団体等」として挙げていますが、文化財保存活用支援団体については「必要に応じて設置を促す」という記述にとどまっています。市町村が策定する地域計画の中で、「計画の趣旨に沿って活動する団体とパートナーシップを結ぶことができる仕組みを設けること」ができるよう、大綱の中で明示し、積極的に推進する姿勢を示すべきであると考えます。

民間の団体との協働のメリットは、行政にはない特性や社会的役割にあります。今後のよりよい文化財の保存と活用を目指すために既存の行政の枠組にさらに加えて様々な民間団体との協働を謳うことで、大綱の目的がより達せられると思ひます。